

2020年度徳島県農業会議事業計画

I 事業実施方針

本年は「新時代」の農政が本格的に始動する一年であるが、世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症は未だ収束の兆しが見えず、暮らし・健康のみならず経済活動・農業への影響も懸念される状況が続いている。更に、TPP11（平成30年12月30日発効）・日EU・EPA（平成31年2月1日発効）に加え、日米貿易協定（令和2年1月1日発効）により経済のグローバル化は大きく深化し、農業経営の先行きに不安を与えている。加えて、近年の気候変動による大型台風の発生、集中豪雨の激甚化やCFS（豚熱）等、農業・農村を取り巻く環境は年々厳しさを増している。

また、農業・農村地域では基幹的農業従事者の高齢化の進展や担い手不足は続いており、新規参入も含めた担い手の育成・確保と小規模農家や家族経営などの多様な農家営農が持続的に営農できる力強い農業経営を確立することが喫緊の課題となっている。

こうした中、政府は、昨年12月に「農業生産基盤強化プログラム」を策定し農業の生産基盤の強化を図るとともに、本年3月には「食料・農業・農村基本計画」を閣議決定し、向こう10年の日本の食料・農業・農村の方向付けを明らかにした。

本県においては、「徳島県食料・農林水産業・農山漁村基本計画」の第3期計画に基づき、持続可能で競争力のある農林水産業の実現を目指し、社会・経済情勢の変化に適確に対応した「徳島ならではの」強みを活かした施策を行うとともに、次代を担う人材の育成に取り組んでいる。

農業委員会組織は本年7月に全国の6割近い農業委員会が改選期を迎え、本県においても年内に19委員会が改選する。

このことから、農業会議は農業委員・農地利用最適化推進委員（以下、農業委員等という。）への適任者の就任と業務の引き継ぎが着実に行われるよう農地利用の最適化をはじめとする農業委員会業務の点検・確認等を実施する。

また、農業委員会における「人・農地プランの実質化」と「人・農地プランの実行」に向けた取り組みや農地情報公開システムの活用に向けた支援を行うとともに、農業委員会組織における綱紀を保持し対外的な信用回復に向けて、適正な農地行政の執行等、農業委員会業務の法令遵守に則った執行に資する取り組みを強化する。

さらに、農業経営の法人化の推進や新規就農・新規参入等に向けた相談活動の充実、認定農業者等の担い手に対する経営改善指導の実施、農業一般に関する調査や情報提供活動を行うとともに、関係機関との連携の強化を図る。

加えて、本県の農業施策がさらに積極的に展開されるよう農業・農村現場の意見をくみ上げ、農村現場が抱える諸課題を反映させた「徳島県重点農業施策に関する政策提案」を県に行うとともに、「県農業委員会女性協議会」・「県担い手育成総合支援協議会」・「県農業法人協会」・「県農業委員会職員協議会」の業務運営も実施する。

II 事業計画

1 会議の開催

農業会議の運営と各種事業の推進を図るため、次の会議を開催する。

- (1) 総会、理事会
- (2) 常設審議委員会
- (3) 農業委員会会長・事務局長会議
- (4) 農業委員会系統組織活動推進のための諸会議

2 法令に基づく業務

農地法、農業経営基盤強化促進法、農業振興地域整備法、その他法令に基づく事項について常設審議委員会で審議・審査し、その意見を答申する。

3 農政活動事業

農業委員会等を通じて、農業・農村現場の声をくみ上げ集約し、農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見や農政課題に対する政策提案を、県に対して「徳島県重点農業施策に関する政策提案」として実施する。

4 機構集積支援事業

農地中間管理事業法の改正により、農業委員会は農地所有者等の意向把握や人・農地プラン等の話し合いに農業委員等が参加し「人・農地プランの実質化」に向けた取り組みを積極的に推進することが求められていることから、農業会議は農業委員会活動を定量・定点的に把握する「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」を活用し、これまで以上に農業委員会における農地利用の最適化活動を支援する。

また、全国農地ナビによる農地台帳の整備・公表及び日常業務における全国農地ナビの更新を支援し、農地の利用状況調査及び意向調査の計画的な実施に活用できるシステムの構築に努める。

さらに、改選した農業委員会において新たに就任した農業委員等を対象に濃密的な研修を行うとともに、適正な農地制度の執行に務めるため、農地の売買・転用事務等の透明性、公正・公平性の確保について指導を徹底する。

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員等の研修の充実

改選した農業委員会の農業委員等に対し、各農業委員会を巡回し、農業委員会制度や農地の権利移動や転用事務等の基礎的研修を行うとともに、人・農地プランの実質化に向けた農業委員会活動の理解促進を図るため、ブロック別に研修会を開催する。

また、農業委員会の農地利用の最適化を加速化させるため、具体的な活動事例を交えた特別研修を実施し、農業委員等の意識改革に努める。

なお、農業委員会職員に対しては、農業委員会全体として効率的かつ効果的な業務推進が図られるよう徳島県や徳島県農業委員会職員協議会と連携し研修会等を開催する。

(2) 農業委員会活動の進捗状況の把握と活動支援

農地中間管理事業法の改正により農業委員等が取り組むべき活動として法令に明記された「農地所有者等の意向把握」・「集落での話し合い活動」の取り組みの進捗状況を定期的に把握し、担い手への農地の利用集積に向けた農業委員会活動の着実な実施を確認するため「農地利用最適化活動の進捗状況共有シート」の作成・提出を指示するとともに、充実した農業委員会活動が実施されるよう農業委員会を巡回し支援活動を行う。

(3) 農地情報公開システムの利活用促進

農地情報公開システム（全国農地ナビ）を活用し、経営規模の拡大や新規参入を希望する担い手等に広く農地情報の発信を行う。

また、農業委員会における農地情報公開システム（フェーズ2システム）の利活用促進を図るため、全農業委員会を対象に巡回指導を行う。

(4) 上乗せ条例未整備の農業委員会の指導

「農地利用最適化交付金」の活用が可能となる報酬条例が未整備の農業委員会に対し、県とともに巡回指導を実施し、報酬条例の整備と「農地利用最適化交付金」の活用について強気に働きかけを行う。

(5) 調査活動の推進

全国農業会議所が実施する農業構造に関する全国的な基礎調査や、新たな政策提案等を行うための基礎資料を整備するため、次の調査を実施する。

- ① 田畑売買価格等に関する調査
- ② 農作業料金・農業労賃に関する調査
- ③ 政策提案等のための基礎資料整備のための調査

5 新規就農相談事業

就農希望者の円滑な就農を促進するため、新規就農等に関する相談窓口を設置し、就農希望者が必要とする情報の収集とその提供、雇用就農希望者と農業経営体等とのマッチング、各種相談への対応等を行う。

6 受託事業

(1) 農業者年金業務指導等事業

農業者年金事業、経営移譲・経営継承の相談など農業者年金基金の行う業務の円滑な推進を図るため、農業者年金基金の委託を受けて農業委員会に年金業務の指導を行う。

また、年金業務に関連する農地・相続・贈与等の相談活動並びに農業者年金への新規加入者を確保するため、各市町村に加入推進部長を設置し、戸別訪問の強化を図るとともに、特別研修会や巡回指導等を実施することにより農業者年金の必要性について理解を求める。

(2)農の雇用事業

農業法人等が新規就業者を新たに正社員として雇用し、就農に必要な技術・経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を支援し、農業分野における雇用の確保とこれからの農業の担う人材を育成する。

(3)新シニア世代新規就農研修支援事業

農業大学校や農協等の研修機関が50代の就農希望者に対して実施する就農に必要な技術・経営のノウハウ等を習得させるための実践的な研修（OJT研修）を支援し、地域に定着する農業従事者を緊急的に確保する。

(4)情報提供推進事業

農業委員会が組織運動を展開するための情報提供活動の一環として全国農業新聞の普及・拡張に取り組むとともに、新たな制度等の普及・浸透を図り、農地の利用集積の促進、担い手の育成・確保を加速化させるため、全国農業図書の普及推進に努める。

また、全国農業図書を農業委員等の資質向上や農業委員会の活動強化にも活用する。

(5)就農促進支援強化事業

新規就農相談センターにおける新規就農希望者に対する就農・就業相談活動を実施するとともに、無料職業紹介所の運営体制の整備、ニーズに即した就農生活関連情報の収集・提供を実施するほか、インターネットを通じた情報提供活動を充実する。

(6)とくしま就農スタート研修事業

本県で新たに農業を始める者が円滑に就農できるようにするため、新規就農者と先進農家や農業法人等の受入農業経営体とのマッチング等を行う。

また、短期間の雇用を通じた実践研修に取り組む機会を提供し、研修期間中の雇用について研修費支援を行うことを通じて本県における新規就農者の定着促進を図り、地域農業の担い手を確保する。

(7)阿波市就農スタート研修事業

とくしま就農スタート研修事業で研修を受け、研修終了後、阿波市内で就農を希望している者に対して研修費の上乗せ支援を行い、阿波市における新規就農者の定着促進を図り、阿波市の農業の担い手の確保に繋げる。

(8)安全安心スマート農業推進事業

県内では毎年、農作業死亡事故が発生しているため、農作業安全講習会を開催し、事故要因やそれに基づく安全対策について周知徹底を図り、農作業事故を防止する。

また、農業経営体における労災保険への加入及び経営者の特別加入について加入促進を図る。

(9) **新** 農業担い手コンシェルジュ事業

農業経営における新たな労働力として期待されている「外国人材・障がい者・アクティブシニア（以下、外国人材等という。）」等の雇用に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、県内数カ所において外国人材等を求める農業者が気軽に参加できる相談会を定期的を開催し、農業者と外国人材等とのマッチングを支援する。

また、JA等が実習実施者となり、農業者との農作業請負契約に基づき行う「農作業請負方式技能実習制度」の普及を図りJA等の派遣事業者を育成することにより、農業者の労働不足の解消を図る。

(10) 高次GAPレベルアップ支援事業

JGAP、ASIAGAP、GLOBALG.A.P等の高次元のGAPの認証取得を目指す「とくしま安2GAP農産物認定生産者」等に対し、GAPの専門家をアドバイザーとして派遣することにより、高次元のGAPへの取り組み及び認証取得を支援する。

また、高次元のGAPの取得に向けて年間を通じて研修会を開催するとともに、GAP取得に向けた農業者等からの問い合わせに対応する相談窓口を開設する。

Ⅲ 情報提供活動の強化

農業委員会組織は、農業者に対して正確な農政情報の提供と農業施策の普及浸透について成果をあげることが期待されている。

このため、①農村現場に農政情報をわかりやすく正確に提供する活動、②農業者や地域の「声」を受け止め農政に反映させる活動、③さらに情報を活用した「人づくり、経営づくり、地域づくり」に向けて、全国農業新聞並びに全国農業図書を活用した情報提供を行う。

また、各農業委員会の独自情報として「農業委員会だより」の発行支援や、農業会議の手づくり情報誌「かけはし21」の発行を通じて農業委員会組織の情報提供活動の一層の強化を図る。

Ⅳ 付帯業務の実施(農委法第40条第2項第6号)

2020年度事業計画に関連する付帯事業として、次の業務を実施する。

- 1 徳島県農業委員会女性協議会の業務運営
- 2 徳島県担い手育成総合支援協議会の業務運営
- 3 徳島県農業法人協会の業務運営
- 4 徳島県農業委員会職員協議会の業務運営
- 5 NPO法人 徳島県有機農産物認証協会の業務運営
- 6 新規就農相談センター、無料職業紹介所（許可番号：36400002）の業務運営
- 7 労働保険事務組合の業務運営（農業者のための労災保険窓口）